

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について  
特定施設の保安検査

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高压ガス保安法第35条第1項

第1種製造者は、高压ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りではない。

一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第39条の11条2項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

一般高压ガス保安規則第79条

液化石油ガス保安規則第77条

コンビナート等保安規則第34条

1 法第35条第1項本文の経済産業省令で定めるものは、告示で定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。

2 法第35条第1項本文の都道府県知事が行う保安検査は、1年（告示で定める施設にあっては告示で定める期間）に1回行うものとする。ただし、（以下略）

冷凍保安規則第40条

1 法第35条第1項本文の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものを除く製造施設（以下「特定施設」という。）とする。

一 ヘリウム、R21又はR114を冷媒ガスとする製造施設

二 製造施設のうち認定指定設備の部分

2 法第35条第1項本文の規定により、都道府県知事が行う保安検査は、3年以内に少なくとも1回以上行うものとする。

3～4 略

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

高压ガス保安法第35条第2項

前項の保安検査は、特定施設が第8条第1号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

高压ガス保安法第35条第4項

第1項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。

一般高压ガス保安規則第82条

液化石油ガス保安規則第80条

コンビナート等保安規則第37条

冷凍保安規則第43条

標準処理  
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳			備考
	受付	処理		
20日（保安検査実施後）	機関	機関	消防チーム	
	期間	期間	20日	